

永平寺町会計年度任用単純労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和7年12月23日

福井県吉田郡永平寺町長 河合永充

永平寺町規則第30号

永平寺町会計年度任用単純労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

永平寺町会計年度任用単純労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則(令和2年永平寺町規則第5号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「第4条」を「前条」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

給料表

単位：円

職種	号給	給料月額
単純労務職	1	198,200
	2	199,900
	3	201,600
	4	203,300
	5	205,000
	6	206,700
	7	208,300
	8	209,900
	9	211,500
	10	213,000
	11	214,500
	12	215,900
	13	217,300
	14	218,800
	15	220,300
	16	221,800
	17	223,200
	18	224,600
	19	226,000

20	227,400
21	228,800
22	229,800
23	230,900
24	232,000
25	233,000
26	233,800
27	234,700
28	235,500
29	236,400
30	237,200
31	238,000
32	238,800
33	239,600

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 この規則の施行の際、改正後の永平寺町会計年度任用単純労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定を適用する場合においては、改正前の永平寺町会計年度任用単純労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払いとみなす。